

# 工事費負担金契約書

〇〇〇〇(以下、「甲」という。)と北海道電力株式会社(以下、「乙」という。)とは、甲乙間で締結した平成 年 月 日付「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」(以下、「原契約」という。)に関し、原契約の取り決めに加え、次のとおり契約する。

第1条 本件工事の概要は、次の通りとし、その詳細は別途乙から甲に提示される説明及び資料によるものとする。

第2条 乙は、本件工事を原契約第〇条に定める受給開始日(以下、「本件工事完了予定日」という。)までに完了させるものとする。但し、やむを得ない理由により本件工事完了予定日を延期する場合には、甲乙協議のうえ本件工事完了予定日を変更することが出来る。

第3条 甲は、乙に対し、本件工事の実施にあたり、下記の工事費負担金を支払うものとする。なお、本件工事の過程において設計変更または単価の変動が生じ、工事費負担金の金額が変更となる場合には工事竣工後、精算されるものとする。

工事費負担金 金 円也  
(うち消費税等相当額 円)

2 乙は、前項の工事負担金の入金確認後、本件工事に着手するものとし、甲は、乙が本件工事に着手することを了解する。

第4条 甲は、平成 年 月 日までに乙の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、乙に対し、前条の工事費負担金を支払うものとする。なお、乙の指定する所定の振込用紙により当該振り込みがなされる限りにおいて、振込手数料は乙の負担とする。

2 甲が、前項の期日までの工事費負担金を支払わないことにより乙に損害が生じた場合、甲は、乙に対してその損害の実額を補償するものとする。

3 支払期日を経過してもなお工事費負担金の支払いがなされない場合、乙は原契約を解除できるものとする。

4 甲は、前項により原契約が解除となったことにより生じた損害を、乙に対して求めないものとする。

第5条 第3条なお書による工事費負担金の精算が必要な場合、当該精算金額の支払いは、別途甲乙協議の上取り決める支払い期日までに、甲または乙が指定する金融機関の口座への振り込みにより支払われるものとし、振込みにかかる手数料は、精算金額を支払う当事者が負担するものとする。

第6条 この契約に別段の定めのない事項については、原契約に従うものとする。甲および乙は、この契約と原契約内容に齟齬がある場合には、この契約の定めが優先して適用されるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)